

## 資料提供

平成23年5月20日

課名 研究開発課

担当者 岡本

内線 2427

直通 082-223-1419

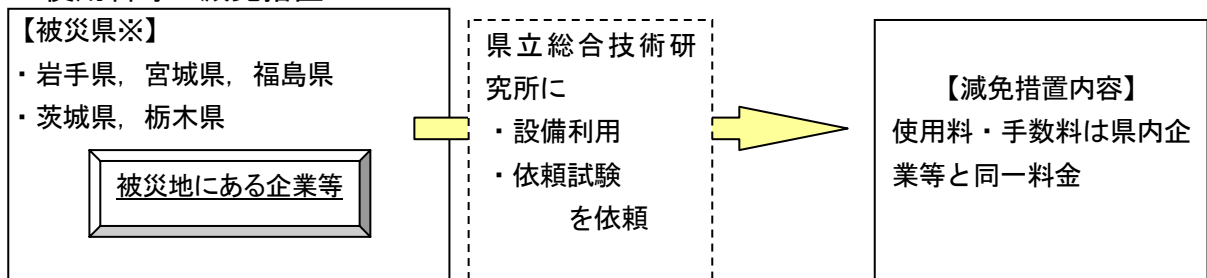
# 東日本大震災の被災地企業等の県立総合技術研究所の 設備利用等に係る減免措置について

## 1 趣旨

東日本大震災の影響により、被災県の公設試験研究機関（以下「公設試」という。）においては甚大な被害を受け、被災地の企業等は公設試の設備利用等ができない状況にある。

本県では、他県企業等が県立総合技術研究所各センターの設備等を利用する際の使用料等の額を県内企業等の2倍としているが、こうした状況に鑑み、被災地の企業等の利用に際して、次のとおり使用料等の減免措置を行う。

## 2 使用料等の減免措置



### 【減免措置の背景】

○全国の工業系公設試で構成する「公立鉦工業試験研究機関長協議会」から会長名（事務局：東京都）（以下、「協議会」という。）で、被災県にある被災地企業が公設試を利用する場合には、都道府県内外で差異を設けず、県内企業と同一の料金にするなどの便宜供与を図るよう要望があり、本県としても、国内産業の早期復興支援のため協力する必要がある。

※被災県は、協議会の指定する5県

## 3 設備利用の特例

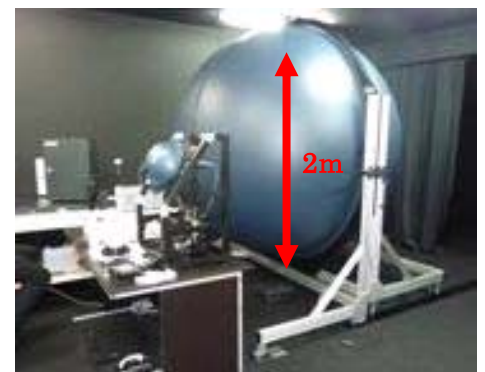
設備利用は、企業自ら設備を利用して試験を行うこととしているが、遠隔地の被災県の企業で来所利用が困難な場合は、送付された試験に使用する材料について、研究員が代替して試験を行うこととする。この場合、研究員が代替することに伴う費用は企業に負担していただくこととする。

（特に利用が期待される機器）

OLED 関連試験検査機器（大型の全光束測定装置）は、本県を含め、東京、大阪市の3カ所しか保有していない。

## 4 期間

平成23年5月23日から平成24年3月末日まで（予定）



全光束測定装置